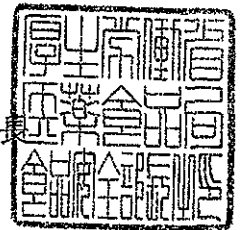




食安発第1015002号
平成19年10月15日

内閣府食品安全委員会事務局長

厚生労働省医薬食品局食品安全部



次亜塩素酸水の成分規格について

次亜塩素酸水に係る食品健康影響評価結果については、平成19年1月25日付け府食第94号により食品安全委員会委員長から厚生労働大臣あて通知されたところですが、「食品安全委員会とリスク管理機関との連携・政策調整の強化について」（平成16年2月18日関係府省申合せ。以下「申合せ」という。）の1（2）①に基づき、次亜塩素酸水の成分規格改正に関する薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会添加物部会（以下「添加物部会」という。）の審議結果について、下記のとおり情報提供します。

また、申合せの1（2）②に基づき、次亜塩素酸水の成分規格を下記のとおり変更した場合において、当該変更が食品健康影響評価の結果に影響を与えることがないか照会します。

記

1. 成分規格改正の経緯及び添加物部会における審議結果

次亜塩素酸水の成分規格改正については、平成17年1月31日付けで食品安全委員会に食品健康影響評価を依頼し、平成19年1月25日付けで食品安全委員会からその評価結果が通知された。食品安全委員会において安全評価が行われた際の次亜塩素酸水（微酸性次亜塩素酸水）の規格改正案中の含量規定は、既に設定されていた「有効塩素濃度：10～30mg/kg」に「50～80mg/kg」を追加するものであった。

その後、平成19年3月20日開催の添加物部会において、本成分規格改正について、下記の2. の変更理由から、次亜塩素酸水（微酸性次亜塩素酸水）の含量規定の当初案の一部を変更*した上で審議が行われ、同改正案が了承された。

*食品安全委員会で安全評価を受けた成分規格改正からの変更点

変更前：微酸性次亜塩素酸水 本品は、有効塩素10～30mg/kg又は50～80mg/kgを含む。

変更後：微酸性次亜塩素酸水 本品は、有効塩素10～80mg/kgを含む。

（以下、10～30mg/kgを「下方濃度」、30～50mg/kgを「中間濃度」、50～80mg/kgを「上方濃度」という。）

2. 規格改正案を変更した理由

(1)安全性については、上方濃度が評価されていること。



(2) 上方濃度及び下方濃度と同様に、中間濃度についても、塩酸及び必要に応じ
て塩化ナトリウムの水溶液を加え、適切な濃度に調整した水溶液を電解すること
により得られるものであり、不純物等の規格は同一のものであること。

(3) 今回の変更は使用基準「次亜塩素酸水は、最終製品の完成前に除去しなければ
ならない。」を変更するものではないこと。

以上の理由から、中間濃度（30 ～ 50mg/kg）についても規格を設定することが適当
と考えた。